

第四条 基金は、譲渡法第五条第一項の規定による新幹線鉄道保有機構法の解散の時において成立するものとし、その時において新幹線鉄道保有機構の一切の権利及び義務を承継する。

○協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農林中央金庫
- 二 商工組合中央金庫
- 三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一条）第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二条）第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号、第三十四条第二项、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。）

七

一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号、第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号及び第四十五条第一項において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第四十五条第一項において同じ。）

258省略

（優先出資の発行）

第三条 協同組織金融機関は、この法律の定めるところにより、優先出資を発行することができること

2・3省略

（優先出資の分割）

第十六条 協同組織金融機関は、普通出資者総会の議決を経て、優先出資の分割を行うこと

255省略

○輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号

(保税運送等の場合の免税)

第十一條 外國貨物である課税物品を外國貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認を受け、又は同項ただし書の規定による届出をして保税地域その他これらの規定に規定する場所(酒類の製造場に該当する場所を除く。)から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2 省略

3 第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品が、関税法第六十三条第四項(同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、税関長は、第一項に規定する承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該物品を災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

(船用品又は機用品の積込み等の場合の免税)

第十二条 関税法第二十三条第一項(船用品又は機用品の積込み等)の規定による承認を受けて外国貨物である課税物品を同項に規定する船用品又は機用品として船舶又は航空機(本邦の船舶又は航空機を除く。)に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2 関税法第二十三条第一項の規定による承認を受けて外国貨物である原油等を同項に規定する船用品又は機用品として本邦の船舶又は航空機に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る石油税を免除する。

3 省 略

4 第一項又は第二項に規定する承認を受けて引き取られた課税物品が、関税法第二十三条第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、税関長は、当該承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該船用品又は機用品を保税地域に入れた場合、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りではない。

(免税等)

第十三条 省 略

2 省 略

3 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるものを保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税(消費税を除く。)を免除する。

一 関税定率法第十四条第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げるもの

二 関税定率法第十五条第一項第一号から第三号の二まで、第五号の二の口若しくはハ

又は第九号に掲げるもの

三 関税定率法第十六条第一項各号に掲げるものの

四 関税定率法第十七条第一項第一号又は第四号から第十一号までに掲げるもの

4 省 略

5 関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項若しくは第五項の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により免除を受けた内国消費税について準用する。

6 省 略

○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）（抄）

（所得税法等の特例）

第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得税法、相続税法、消費税法、印紙税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法又は石油税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の規定を準用する。

2 前項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第七条第一項第一号、第十条第一項第一号、

第十条の二第一項第一号又は第十条の三第一項第一号（軍用品についての消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油税の免除）の規定により消費税、揮発油税及び原油若しくはガス状炭化水素については、同法第十条第二項、第十条の二第二項又は第十条の三第二項（証明がない場合の揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油税の徴収）及び同法第十一條（免税物品等の譲渡禁止等及び違反した場合の罰則）の規定を準用する。

（関税法等の特例）

第四条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税定率法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法、石油税法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の適用及び国際連合の軍隊が所有している船舶若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、国際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもつて運航されているものに対する関税法、とん税法又は特別とん税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百二十二条）の規定を準用する。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく

く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）へ抄

（内国消費税の免除）

第七条 前条の規定の適用を受ける物品については、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税並びに石油税（以下「内国消費税」という。）を免除する。ただし、保税工場又は総合保税地域において製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた物品及び内国消費税の免除を受けて輸出された物品で、同条第二号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。

（関税及び内国消費税の徴収）

第八条 第六条の規定の適用を受けた同条第三号に掲げる物品で、税関長の指定した期間内に、合衆国軍隊に引き渡され、又は合衆国軍隊が使用する施設若しくは物品に附合、混和若しくは加工されたことについて、合衆国軍隊の権限ある官憲による証明がされないものについては、当該輸入物品を輸入した者から関税及び内国消費税を直ちに徴収する。但し、当該輸入物品が天災その他やむを得ない事由により滅失したことにつき税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実

施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）
（抄）

（内国消費税の免除）

第七条 前条の規定の適用を受ける物品については、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税並びに石油税（以下「内国消費税」という。）を免除する。ただし、保税工場又は総合保税地域において製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた物品及び内国消費税の免除を受けて輸出された物品で、同条第二号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。

（関税及び内国消費税の徴収）

第八条 第六条の規定の適用を受けた同条第三号に掲げる物品で、税関長の指定した期間内に、合衆国軍隊に引き渡され、又は合衆国軍隊が使用する施設若しくは物品に附合、混和若しくは加工されたことについて、合衆国軍隊の権限ある官憲による証明がされないものについては、当該輸入物品を輸入した者から関税及び内国消費税を直ちに徴收する。但し、当該輸入物品が天災その他やむを得ない事由により滅失したことにつき税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（石油税法の特例）

第十条の三 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて原油又はガス状炭化水素の採取場から移出する石油税法に規定する原油又はガス状炭化水素で次に掲げるものについては、政令で定める手続により、石油税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するため購入するもの

二 個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をするために消費するもの

2 第十条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた原油又はガス状炭化水素で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。

(免税物品の譲渡禁止等)

第十一條 省略

2 前項に規定する資産、揮発油、課税石油ガス又は原油若しくはガス状炭化水素が第七条第一項各号、第十条第一項各号、第十条の二第一項各号又は前条第一項各号に規定する用途以外の用途に供するために譲渡又は譲受けをされたときは、税務署長は、当該譲受けをした者(当該譲受けをした者が判明しない場合には、前項本文に規定する所持をした者)から当該資産、揮発油、課税石油ガス又は原油若しくはガス状炭化水素についての第七条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項又は前条第一項の規定による免除に係る消費税額、揮発油税額及び地方道路税額、石油ガス税額又は石油税額に相当する消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油税を直ちに徴収する。この場合において、当該消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油税の納税地は、当該譲受けがあつた時(前項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時)における当該資産、揮発油、課税石油ガス又は原油若しくはガス状炭化水素の所在地と

する。

3・4 省略

○昭和二十九年条約第六号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書）（昭和二十九年条約第六号）（抄）

第六条

1 日本国政府は、次のものを許与するものとする。

a この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基いて日本国の領域に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備に対してその輸入又は輸出の際に課せられる関税及び内国税の免除へ別段の合意がある場合を除く。一

b 附属書Eに掲げる日本の租税が、この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基く資材、需品、装備及び役務の調達のための日本国におけるアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金に影響するときは、その租税の免除又はその払いもどし

2 関税の免除並びに附属書Eに掲げる日本の租税の免除及び払いもどしは、相互防衛のための資材、需品、装備及び役務に対するアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金で、1に定めるもの以外のものについても行われるものとする。これらの支出金は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に適合して支出されるもの及び改正後の千九百五十一年の相互安全保障法又はその後同法を補足し、修正し、若しく

はこれに代るべき法律に基くアメリカ合衆国政府の対外援助計画に適合して支出されるものを含む。

附属書 E

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、第六条の実施のため、次のとおり合意する。

1 第六条 1 b 及び 2 にいう日本の租税とは、次のものをいう。

- a 物品税
- b 通行税
- c 挿発油税
- d 電気ガス税

2 両政府は、この附属書に明示していない日本の現在の又は将来の租税で第六条に定める支出金について適用があると認められるものに關し、免除及び払いもどしを許与するための手続につき合意するものとする。

3 日本の租税の免除及び払いもどし並びに関税の免除は、アメリカ合衆国政府の適當な証明がある場合に行われるものとする。

4 アメリカ合衆国政府が、第六条に基いて関税又は租税の免除を受けて、日本国に輸入し、又は日本国内で調達する資材、需品及び装備は、日本国及びアメリカ合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて認める場合を除く外、日本国内で処分してはならない。

5 第六条及びこの附属書は、

a 日本国の法令で定める輸入又は輸出の手続の免除を必要とするものと解してはならず、また、

b　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定その他の現行の協定及び取極に従つて日本国の法令で定める関税及び内国税の免除に影響を及ぼすものと解してはならない。

○　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第二百十二号）（抄）

（関税等を徴収する場合）

第二条　日本国政府、アメリカ合衆国政府及び日本国以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国の政府（以下「政府」と総称する。）以外の者が協定第六条の規定により関税、消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税若しくは石油税（以下「関税等」という。）の免除を受けて資材、需品若しくは装備（以下「資材等」という。）を輸入し、又は製造場（石油ガスについては石油ガスの充てん場とし、原油又はガス状炭化水素については原油又はガス状炭化水素の採取場とする。以下同じ。）若しくは保税地域から移出し、若しくは引き取った場合において、当該資材等又はこれについて加工し、若しくはこれを原料として製造してできた製品で政府に引き渡すべきもの（以下「製品」という。）が、税関長又は税務署長の指定する期間内に、これらの物を受け取るべき政府に引き渡されたことについて政府の権限ある官憲による証明がされないときは、その輸入又は移出若しくは引取りの際当該資材等について関税等の免除を受けた者から、直ちにその免除に係る関税等を徴収する。ただし、次に掲げる場合は

、この限りでない。

- 一 当該資材等又は製品が天災その他やむを得ない事由により滅失したことにつき税関長又は税務署長の承認を受けた場合
- 二 当該資材等又は製品について第四条第一項本文又は第五条第三項本文の規定の適用があつた場合

2 省 略

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（税額の確定の方式）

第六条の二 関税額の確定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用されるものとする。

一次号に掲げる関税以外の関税 納付すべき税額又は当該税額がないことが納税義務者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税関長の調査したところと異なる場合に限り、税関長の処分により確定する方式へ以下「申告納税方式」という。)

2 省 略

○電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

三 省 略

四 卸電気事業者 卸電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

五・十四 省 略

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）

（林業経営改善計画）

第三条 前条第四項の規定による公表があつた基本構想に係る都道府県の区域内において林業を営む者は、林業経営改善計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該林業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

○ 農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）（森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）による廃止前）（抄）

（業務の範囲）

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農用地等の存在及び整備の状況その他の農業經營に関する基本的条件の現況等に照らして農業生産の基盤の整備を急速に図ることが必要かつ効果的と認められる農業地域内において、次の事業を一体として総合的かつ集中的に行うこと。

イ 農用地へ耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養蓄の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ。」の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗きよ排水又はこれらに準ずる事業として政令で定めるもの（これらの事業と併せて行う農用地の造成（農用地間における地目変換の事業を含む。以下同じ。）を含む。）

ロ 農業用用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設で政令で定めるもの（以下「土地改良施設」という。）の新設又は改良

二 前号イの事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。

四 地形、地質その他の自然条件の特殊性に起因して、農用地の排水条件の著しい悪化その他の農業生産を著しく阻害する障害が生じて いる農業地域内において、その障害を除去するためには必要な農業用用排水施設又は改良の事業でその事業による受益の範囲が著しく広く、かつ、急速に行う必要があるものとして政令で定めるものを行うこと。

五・七 省 略

2・3 省 略

(換地計画)

第二十三条 省 略

2 土地改良法第五十二条第二項、第三項、第五項前段及び第六項から第八項まで、第五十二条の二から第五十五条まで並びに第八十九条の三の規定は、前項の換地計画について準用する。

○たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）（抄）

（製造たばこの小売販売業の許可）

第二十二条 製造たばこの小売販売（消費者に対する販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所（以下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。）ごとに財務大臣の許可を受けなければならぬ。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

2

•

3

省

略